

公共施設等総合管理計画を策定しました

公共施設と都市基盤施設の最適化をすすめています

ハコモノ

インフラ

現在、公共施設（ハコモノ）を見直して最適化をすすめています

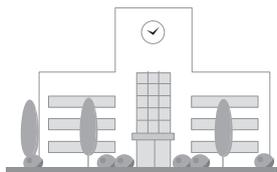
今後、都市基盤施設（インフラ）の最適化もすすめていきます

インフラの更新に必要な費用が不足することが予想されます

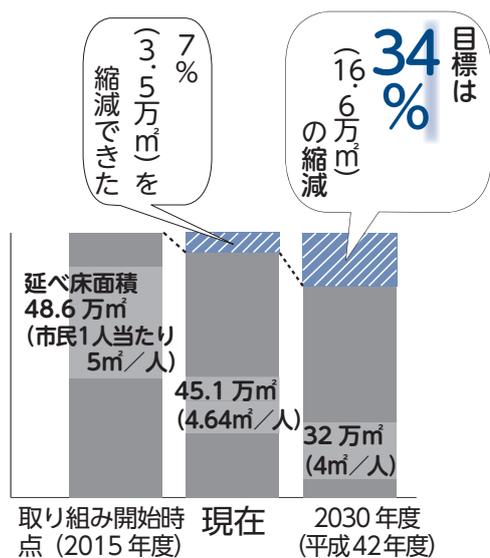
伊賀市は、他市に比べ、市民一人当たりの公共施設（ハコモノ）の保有量が多く、このまま保有し続けると、将来に大きな負担を残すことになってしまいます。

このため、市ではハコモノの見直しを行い、延べ床面積を34%縮減する目標を掲げています。

最適化の取り組みにより、前年度末までに、65施設、3万5,000㎡を縮減しました。



ハコモノの最適化取り組み状況



都市基盤施設（インフラ）とは、生活に欠かすことのできない道路や橋、上下水道などのことで、これらも市が保有する施設です。

インフラを安心安全に利用していくためには、計画的な維持管理と更新が必要です。これらの施設（ハコモノ・橋梁・上水道）は、同時期に整備されたものが多く、更新時期が集中することが予想されます。

将来に負担を残さず、安全な施設を引き継いでいけるよう、市では、今年策定した「公共施設等総合管理計画」に基づき、ハコモノに加えてインフラの最適化に取り組んでいきます。

将来まで持続可能なサービスをめざして

悪くなったら直す

発想の転換

計画的な管理を行う



インフラの現状を把握することが必要



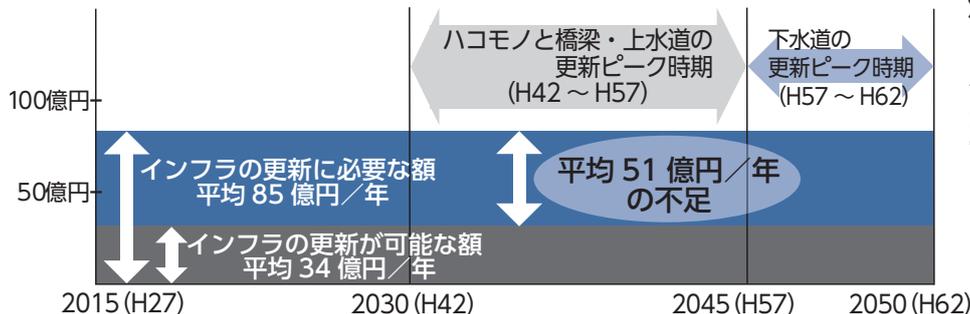
インフラ更新費
60%不足
(年平均51億円)

主要なインフラを維持していくための更新費用は、2050年度までの間、年平均85億円程度必要になることが予想されます。

一方、これまでのインフラの整備費は、年平均34億円でした。

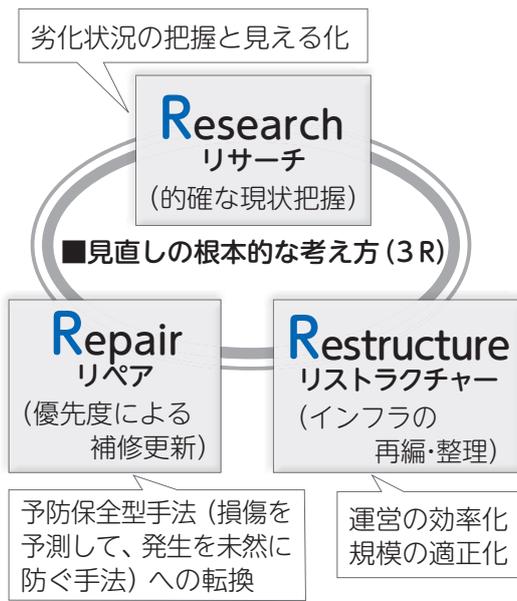
このため、2050年度までに年平均51億円の更新費用が不足すると推計されます。

◆インフラを維持・更新していくための費用の推計

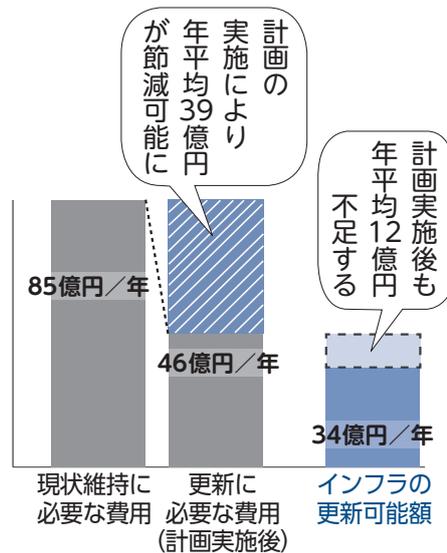


更新費の節減をめざす 3つのR

「公共施設等総合管理計画」の中で、インフラの持続可能なサービスを実現するための3原則（3R）を掲げました。



■3Rに取り組んだ場合の将来更新費



この3Rに基づき、インフラの長寿命化、再編・整理などを実施し、優先順位をつけて更新時期をずらすなど、更新費の節減をめざします。これにより、2050年度までに、総額1,599億円（年平均46億円程度）までに節減できると想定されています。

今後の取り組み

市の試算では、「公共施設等総合管理計画」に基づいて最適化に取り組むことで、インフラの更新費を年平均12億円の不足までに改善することができます。今後は、不足額のさらなる解消に向けて、民間資本の活用や保有する資産の収益化などの新たな取り組みによって更新財源を確保していきます。

これからも、市民の財産を持続可能な形で継承していくために、勇気と覚悟をもって市民の皆さんと共に取り組んでいきたいと考えています。

「公共施設等総合管理計画」は、管財課・市ホームページでご覧いただくことができます。計画の詳細については、お問い合わせください。

【問い合わせ】
管財課 ☎ 22・9610 FAX 24・2440

介護保険のお知らせ

◆介護保険負担限度額認定証の更新受付が始まりました

現在の認定証の有効期間は7月31日までです。8月以降分の更新申請のお知らせを発送しますので、引き続き認定が必要な人は申請してください。

※この証は、介護保険要介護・要支援認定を受け、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所している人、短期入所（ショートステイ）サービスを利用している人の食費・居住費（滞在費）を限度額までにおさえ、負担を軽減するものです。

※8月から、負担段階を判定する対象年金に、障害年金や遺族年金などの非課税年金が追加されます。

《認定要件》

- 本人が住民税非課税世帯で、世帯を別にする配偶者も住民税非課税であること。
- 預貯金などの資産が、単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下であること。

《申請受付開始日》 7月1日(金)

《申請に必要なもの》 申請書・同意書・印鑑・通帳など資産を証明する書類の写し

※配偶者がいる場合は、配偶者の資産を証明する書類の写しも添付してください。

《結果通知・認定証の発送》 7月末以降順次

《申請先》

介護高齢福祉課・各支所住民福祉課

◆介護保険負担割合証を発送します

8月1日(月)以降の介護保険サービスを利用する際の自己負担割合を記載した証を、7月20日(水)以降順次発送します。

◆介護保険料納入通知書を発送します

《発送日》 7月13日(水)

《対象者》 65歳以上の人(第1号被保険者)

※今回お届けする通知書の保険料額は、本人の前年の所得額や年金収入額と、本人や同じ世帯の人の市民税の課税状況によって算定したものです。

【問い合わせ】 介護高齢福祉課

☎ 26-3939 FAX 26-3950

お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

まちかど通信

コラム

図書・救急など